

社会福祉法人会計の在り方（基本方針）について

平成11年4月21日

社会福祉法人の経営に関する検討会

社会福祉法人の会計は、措置から契約への制度改革に対応するため、法人の自主的な経営が可能となる会計に改正する必要がある。

在宅福祉事業等の経理の取扱いについては、必要に応じた変更を可能にする。

1. 改正方針

(1) 法人単位の会計

- 法人全体の自主的な経営を可能とする。
- 在宅福祉事業等にも対応できるよう、標準的な会計基準とする。
- 法人の自主性を考慮するため、会計基準は基本的なものに限定する。

(2) 経営努力（効率性）が反映される会計

- 法人の経営を明確にするため、損益計算の考え方を導入する。
- 施設整備等の法人自己負担分については、利用料からの償還を考慮する。

(3) 社会福祉法人としての公益性は維持

- 公益性を維持するため必要とされる事項について考慮する。
- 現行の社会福祉法人会計を基礎として、見直しをした会計とする。

(4) 理解しやすい会計

- 情報公開等に対応できる簡潔、明瞭な財務諸表等とする。

2. 主な改正点

(1) 会計単位

- 本部会計、施設会計の区分を撤廃し、社会福祉事業全体で一つの会計とする。
- 複数の施設・事業を経営する法人においては、経営状態が把握できるよう経理区分を設ける。
- 公益事業又は収益事業に関する会計は、明確に区分する。

(2) 資金移動

- 公益性を維持するため、資金が社会福祉法人外へ流出しない会計とする。
- 収益事業から公益事業への会計間の資金移動等については、弾力化を図る。

(3) 施設整備費への償還等

- 施設整備費に係る法人自己負担分は、利用料から充当できる会計処理とする。
- 法人の自己負担分について、減価償却を導入する。

(4) 資産評価の方法

- 資産の評価は、時間の経過により劣化する部分を考慮する。
- 固定資産の減価分については、減価償却の方法によって適正に評価する。

(5) 基本財産基金の性格

- 上記3及び(4)を生かした会計処理とする。
- 基本財産基金の表示は、基本財産（上記4）により減価する固定資産を含む。）に対応したものとする。

(6) 財務諸表の作成

- 財務諸表は、収支と損益の両方が把握できるものとする。

(7) 施設の実態に合う会計基準

- 法人の自主性を尊重した会計基準とする。
- 公費補助にかかる施設整備以外の契約方法については、法人の自主性を尊重する。

社会福祉法人の経営に関する検討会委員名簿

(◎：座長)

氏名 (五十音順)	職名
岩 淵 寿 郎	神奈川県福祉部団体調整担当課長
川 淵 孝 一	日本福祉大学経済学部教授
小 谷 直 道	読売新聞社編集局総務
財 前 民 男	社会福祉法人 光明会 常務理事
高 岡 國 士	社会福祉法人 成光苑 理事長
◎玉 田 弘 毅	清和大学法学部教授
本 田 親 彦	公認会計士(元監査法人 代表社員)
森 田 公 一	社会福祉法人 恵徳会 理事長